

令和4年度
富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金
申請のご案内



【問い合わせ】

富津市役所 環境保全課 ☎0439-80-1274

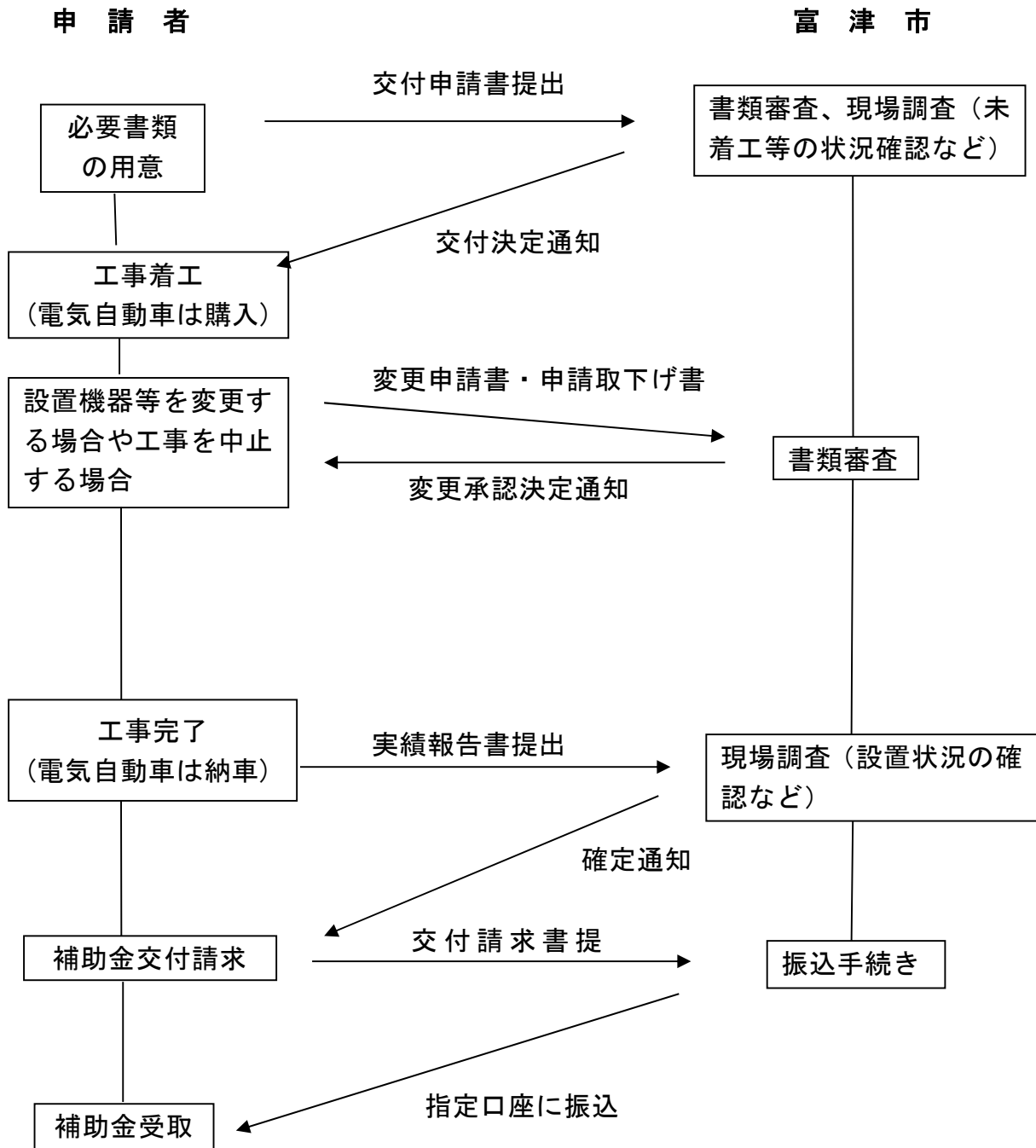
目 次

補助金申請のながれ（全体）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【各設備の手続きについて】

1. 家庭用燃料電池（エネファーム）・・・・・・・・・・・・ 3～ 6
2. 定置用リチウムイオン蓄電システム・・・・・・・・・・ 7～10
3. 窓の断熱改修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～16
4. 電気自動車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17～20
5. V2H充放電設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21～24

補助金申請手続きの流れ



【各設備の手続きについて-1】

1. 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

（1）補助対象者

下記のすべての要件を満たす方

- ①市内に住所を有すること。（実績報告書提出までに、住民登録をする場合を含む）
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③既築住宅や新築住宅に設備を設置すること、又は補助対象設備が設置された建売住宅を取得すること。
- ④補助対象設備の設置工事に着工していないこと。
 - ▶補助対象設備が設置されている建売住宅を購入する場合は、引渡し完了前であること。
- ⑤設備の設置費を負担し、設備を所有すること。
- ⑥工事を完了した日もしくは建売住宅の引渡しを受けた日から起算して90日以内または令和5年2月28日（火）のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
- ⑦過去に同一の設備の設置に対し、市の補助金の交付を受けていないこと。

（2）補助対象設備の要件

- ①未使用品であること。
 - ▶中古品やリース契約の場合は対象外
- ②燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。
- ③国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているもの。

（3）補助対象経費

設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費及び工事費（据付・配線・配管工事等）

（4）補助金額 ※1,000円未満を切り捨てた額となります。

停電時自立運転機能あり・・・上限10万円

停電時自立運転機能なし・・・上限5万円

(5) 申請手続きについて

● 受付期間等

令和4年5月6日(金)から先着順で行い、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分まで受け付けます。

ただし、先着順で受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

- ▶ 受付場所は市役所1階環境保全課です。
- ▶ 工事着工の14日前までに申請書類一式をご提出ください。
- ▶ 補助対象者、補助対象設備の要件及び交付申請・実績報告のチェック欄『□』に『✓』を入れて、必要事項を確認してください。
- ▶ 書類に不足なく、内容に不備がない時点で受付となります。
- ▶ 受付の予約はできません。

● 交付申請に必要な書類

- ①富津市住宅用脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ②補助対象設備の概要(第1号様式別紙)
 - ・補助対象経費は消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。
- ③補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの。(様式は任意)
- ④補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
 - ・設置する機器の製造者・型式・最大出力・発電出力・蓄電能力等がわかるカタログの写しなど
- ⑤補助対象設備の設置予定図面
 - 補助対象設備を住宅のどこに、どのように設置するか記載された図面
- ⑥設置工事着工前の現況写真
 - ・住宅全体及び補助対象設備の設置予定場所を写したもの
- ⑦市税等に滞納がない事がわかる書類^{※1}
- ⑧補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる書類
 - 住宅地図など
- ⑨誓約書(転入予定者のみ)
- ⑩その他市長が必要と認める書類

※1【市税等に滞納がない事がわかる書類(納税証明願等)について】

・市内在住の方

市役所1階 納税課又は天羽行政センターで、別紙の納税証明願に必要事項を記

入のうえ、証明を受けてください。

【納税証明願に証明を受ける際の留意点】

- ・ 納税証明願の発行には、300 円の手数料がかかります。
- ・ 納税課の窓口で、本人確認のできる書類（運転免許証等）が必要です。
- ・ 補助金の申請者以外の方が手続きをする場合には、別途代理人選任届が必要です。
- ・ 納付後 15 日前後に証明願の手続きをする場合には、納付を確認できる書類（領収書等）が必要となる場合があります。
- ・ 納税証明願に関するお問合せは、納税課へお願いします。

富津市役所 納税課 ☎0439-80-1246

・ 市外から転入される方

現在お住まいの市区町村で、発行している完納証明書を添付してください。

完納証明書を発行していない場合は、過去 2 年度分の納税証明書（全税目が記載されているもの）を添付してください。

（6）設置設備の変更・中止

交付決定後に設置機器の変更を行う場合や設置工事を中止する場合には、変更内容の確認できる書類を添付し、変更申請書（第 3 号様式）や申請取下げ書（第 5 号様式）の提出が必要です。

ただし、この変更申請により交付決定額を増額することはできません。

（7）実績報告

設置工事を完了した日、もしくは建売住宅の引渡しを受けた日から起算して 90 日以内、または令和 5 年 2 月 28 日（火）のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

- ① 富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（第 6 号様式）
- ② 補助対象設備の概要（第 6 号様式別紙）

※消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。

- ③ 補助対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し
 - ・ 補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの（様式は任意）
- ④ 設置状況が確認できる写真
 - システムを設置した箇所がわかる住宅の全景写真

1. 家庭用燃料電池(エネファーム)

- 設備全体の写真
- 燃料電池ユニット、貯湯ユニットの写真
(いずれも製造番号が確認できるもの)

- ⑤未使用品であることが確認できる書類
下記のいずれかの書類を添付してください
 - 保証書の写し(製造番号が記載されているもの)
 - 出荷証明書または出荷検査成績書の写し(製造番号が記載されているもの)
- ⑥住民票の写し(交付申請書提出後に転入・転居された方のみ)
- ⑦その他市長が必要と認める書類

(8) 補助金の交付請求

補助金の確定通知書が届いたら、富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(第8号様式)に必要事項を記入し、提出してください。

2. 定置用リチウムイオン蓄電システム

(1) 補助対象者

下記のすべての要件を満たす方

- ①市内に住所を有すること。(実績報告書提出までに、住民登録をする場合を含む)
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③既築住宅や新築住宅に設備を設置すること、又は補助対象設備が設置された建売住宅を取得すること。
- ④補助対象設備の設置工事に着工していないこと。
 - ▶補助対象設備が設置されている建売住宅を購入する場合は、引渡し完了前であること。
- ⑤設備の設置費を負担し、設備を所有すること。
- ⑥実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていること。
- ⑦工事を完了した日もしくは建売住宅の引渡しを受けた日から起算して90日以内または令和5年2月28日(火)のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
- ⑧過去に同一の設備の設置に対し、市の補助金の交付を受けていないこと。
- ⑨千葉県が実施する太陽光発電設備等共同購入支援事業により、当該設備を購入していないこと。

(2) 補助対象設備の要件

- ①未使用品であること。
 - ▶中古品やリース契約の場合は対象外
- ②国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。

(3) 補助対象経費

設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費

(4) 補助金額

上限7万円 ※1,000円未満を切り捨てた額となります。

(5) 申請手続きについて

● 受付期間等

令和4年5月6日(金)から先着順で行い、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分まで受け付けます。

ただし、先着順で受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

- ▶ 受付場所は市役所1階環境保全課です。
- ▶ 工事着工の14日前までに申請書類一式をご提出ください。
- ▶ 補助対象者、補助対象設備の要件及び交付申請・実績報告のチェック欄『□』に『✓』を入れて、必要事項を確認してください。
- ▶ 書類に不足なく、内容に不備がない時点で受付となります。
- ▶ 受付の予約はできません。

● 交付申請に必要な書類

- ①富津市住宅用脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ②補助対象設備の概要(第1号様式別紙)
 - ・補助対象経費は消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。
- ③補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの。(様式は任意)
- ④補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
 - ・設置する機器の製造者・型式・最大出力・発電出力・蓄電能力等がわかるカタログの写しなど
- ⑤補助対象設備の設置予定図面
 - 補助対象設備を住宅のどこに、どのように設置するか記載された図面
- ⑥設置工事着工前の現況写真
 - ・住宅全体及び補助対象設備の設置予定場所を写したもの
- ⑦市税等に滞納がない事がわかる書類^{※2}
- ⑧補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる書類
 - 住宅地図など
- ⑨誓約書(転入予定者のみ)
- ⑩その他市長が必要と認める書類

※2 【市税等に滞納がない事がわかる書類(納税証明願等)について】

・市内在住の方

市役所1階 納税課又は天羽行政センターで、別紙の納税証明願に必要事項を記

入のうえ、証明を受けてください。

【納税証明願に証明を受ける際の留意点】

- ・ 納税証明願の発行には、300 円の手数料がかかります。
- ・ 納税課の窓口で、本人確認のできる書類（運転免許証等）が必要です。
- ・ 補助金の申請者以外の方が手続きをする場合には、別途代理人選任届が必要です。
- ・ 納付後 15 日前後に証明願の手続きをする場合には、納付を確認できる書類（領収書等）が必要となる場合があります。
- ・ 納税証明願に関するお問合せは、納税課へお願いします。

富津市役所 納税課 ☎0439-80-1246

・ 市外から転入される方

現在お住まいの市区町村で発行している完納証明書を添付してください。

完納証明書を発行していない場合は、過去 2 年度分の納税証明書（全税目が記載されているもの）を添付してください。

（6）設置設備の変更・中止

交付決定後に設置機器の変更を行う場合や設置工事を中止する場合には、変更内容の確認できる書類を添付し、変更申請書（第 3 号様式）や申請取下げ書（第 5 号様式）の提出が必要です。

ただし、この変更申請により交付決定額を増額することはできません。

（7）実績報告

設置工事を完了した日もしくは建売住宅の引渡しを受けた日から起算して 90 日以内または令和 5 年 2 月 28 日（火）のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

- ① 富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（第 6 号様式）
- ② 補助対象設備の概要（第 6 号様式別紙）
※消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。
- ③ 補助対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し
 - ・ 補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの（様式は任意）
- ④ 設置状況が確認できる写真
 - システムを設置した箇所がわかる住宅の全景写真

2. 定置用リチウムイオン蓄電システム

➤設備全体の写真と型番及び製造番号が確認できる写真

⑤未使用品であることが確認できる書類

下記のいずれかの書類を添付してください

➤保証書の写し（製造番号が記載されているもの）

➤出荷証明書または出荷検査成績表の写し（製造番号が記載されているもの）

⑥住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証明する書類

※下記のいずれかの書類を添付してください。

○住宅用太陽光設備が既設の場合

売電明細（売電額はゼロでも可）の写し又は電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る。）の写し

○住宅用太陽光設備が新設の場合

接続契約のご案内の写し、保証書の写し又は特定契約締結に係る書類の写し

⑦住民票の写し（交付申請書提出後に転入・転居された方のみ）

⑧その他市長が必要と認める書類

（8）補助金の交付請求

補助金の確定通知書が届いたら、富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第8号様式）に必要事項を記入し、提出してください。

3. 窓の断熱改修

(1) 補助対象者

以下のすべての要件を満たす方

- ①市内に住所を有すること。(実績報告書提出までに、住民登録をする場合を含む)
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③補助対象設備の設置工事に着工していないこと。
- ④設備の設置を負担し、設備を所有すること。
- ⑤工事を完了した日から起算して90日以内または令和5年2月28日(火)のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
- ⑥既存住宅の窓を断熱改修すること。
➤新築住宅、建売住宅は対象外です。

(2) 補助対象設備の要件

- ①未使用品であること。
➤中古品やリース契約の場合は対象外
- ②国が令和元年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているもの。
- ③1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。
➤居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間を言う。空気が通り抜けてしまうカーテンやロールスクリーン等の簡易的な仕切りは、居室を区切る仕切りとして認められない。補助対象となるものは、リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等。補助対象外となるものは、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等。例としてリビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1居室と判断するため、リビングの窓だけでなく、それらも含め断熱改修が必要となるもの。

(3) 補助対象経費

設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付費、内窓取付時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は、対象経費に含まれない。

(4) 補助金額

補助対象経費×1/4（最大 8 万円）

※1,000 円未満を切り捨てた額となります。

(5) 申請手続きについて

●受付期間等

令和 4 年 5 月 6 日（金）から先着順で行い、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受け付けます。

ただし、先着順で受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

- ▶ 受付場所は市役所 1 階環境保全課です。
- ▶ 工事着工の 14 日前までに申請書類一式をご提出ください。
- ▶ 補助対象者、補助対象設備の要件及び交付申請・実績報告のチェック欄『□』に『✓』を入れて、必要事項を確認してください。
- ▶ 書類に不足なく、内容に不備がない時点で受付となります。
- ▶ 受付の予約はできません。

●交付申請に必要な書類

- ①富津市住宅用脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ②補助対象設備の概要（第 1 号様式別紙）
 - ・補助対象経費は消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。
- ③補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの。（様式は任意）
- ④補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
 - ・設置する機器の製造者・型式・最大出力・発電出力・蓄電能力等がわかるカタログの写しなど

□ ⑤補助対象設備の設置予定図面(平面図と立面図)

・平面図及び立面図について断熱改修した窓の場所が分かるように番号を付すなどマーカーをしてください。

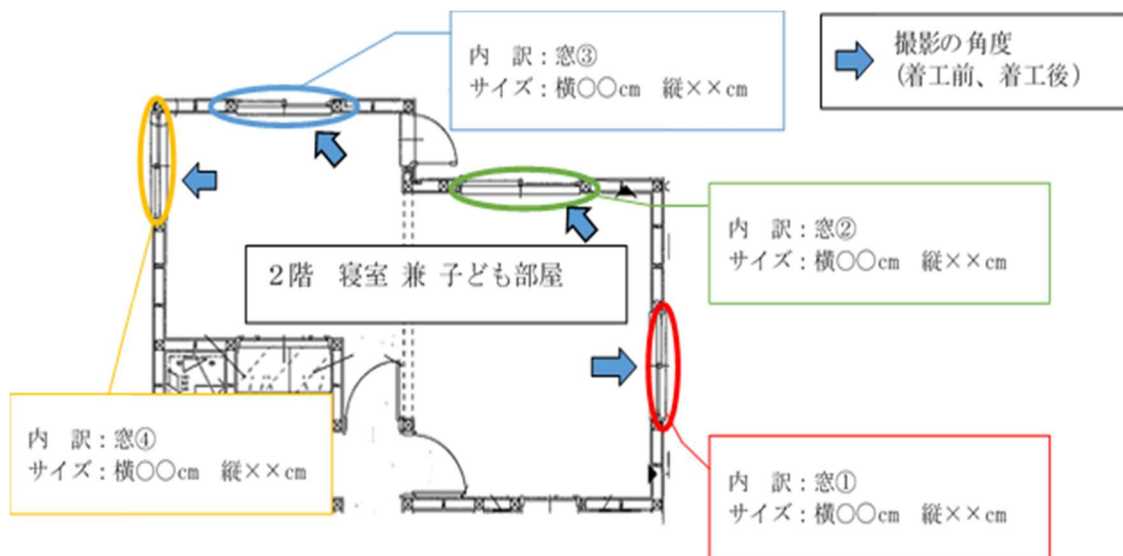
その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、番号を付すなどマーカーをしてください。

・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

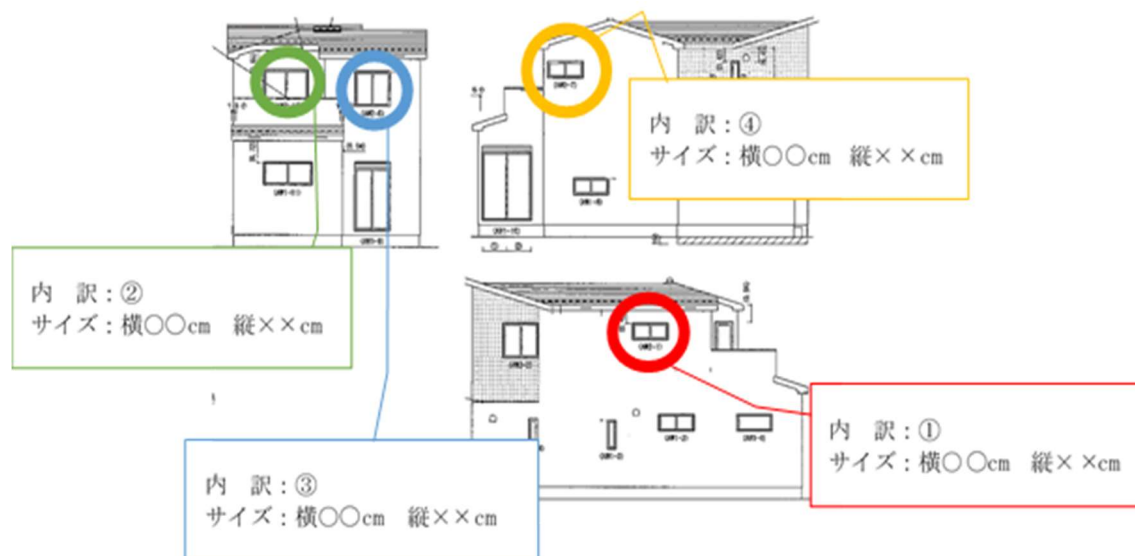
【工事請負契約書等の内訳】※下記は簡略して作成されています。

費用内訳					
窓①	部材購入費	円	窓③	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円
窓②	部材購入費	円	窓④	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円

【平面図の例】



【立面図の例】



⑥設置工事着工前の現況写真

※住宅全体及び窓全体が写っているもので、平面図・立面図・契約書と照合できるようにそれぞれ番号を付すなどしてください。

⑦市税等に滞納がない事がわかる書類^{※3}

⑧補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる書類
住宅地図など

⑨誓約書（転入予定者のみ）

⑩その他市長が必要と認める書類

※3【市税等に滞納がない事がわかる書類（納税証明願等）について】

・市内在住の方

市役所 1 階 納税課又は天羽行政センターで、別紙の納税証明願に必要事項を記入のうえ、証明を受けてください。

【納税証明願に証明を受ける際の留意点】

- ・納税証明願の発行には、300 円の手数料がかかります。
- ・納税課の窓口で、本人確認のできる書類（運転免許証等）が必要です。
- ・補助金の申請者以外の方が手続きをする場合には、別途代理人選任届が必要です。
- ・納付後 15 日前後に証明願の手続きをする場合には、納付を確認できる書類（領収書等）が必要となる場合があります。
- ・納税証明願に関するお問合せは、納税課へお願いします。

富津市役所 納税課 ☎0439-80-1246

・市外から転入される方

現在お住まいの市区町村で発行している完納証明書を添付してください。

完納証明書を発行していない場合は、過去2年度分の納税証明書（全税目が記載されているもの）を添付してください。

（6）設置設備の変更・中止

交付決定後に機器構成等の変更を行う場合や設置工事を中止する場合には、変更内容の確認できる書類を添付し、変更申請書（第3号様式）や申請取下げ書（第5号様式）の提出が必要です。

➤ただし、この変更申請により交付決定額を増額することはできません。

（7）実績報告

設置工事を完了した日もしくは建売住宅の引渡しを受けた日から起算して30日以内または令和5年2月28日（火）のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

①富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（第6号様式）

②補助対象設備の概要（第6号様式別紙）

※消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。

③補助対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し

・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの（様式は任意）

④設置状況が確認できる写真（工事着工前、工事着工後が確認できるもの）

➤設置した窓全体が写っているもので、着工前と着工後で、できる限り同じ角度から撮影をし、平面図・立面図・契約書と照合できるようにそれぞれ番号を付すなどマーカーをしてください。

➤ガラス交換等で着工前後の変化が分かりにくい場合は、作業中の写真や新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影してください。（シールの記載内容が確認できるもの）

➤設置したすべての窓を撮影してください。

⑤未使用品であることが確認できる書類（製品保証書など）

⑥住民票の写し（交付申請書提出後に転入・転居された方のみ）

⑦その他市長が必要と認める書類

(8) 補助金の交付請求

補助金の確定通知書が届いたら、富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第8号様式）に必要事項を記入し、提出してください。

【各設備の手続きについて-4】

4. 電気自動車

(1) 補助対象者

下記のすべての要件を満たす方

- ①市内に住所を有すること。(実績報告書提出までに、住民登録をする場合を含む)
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③設備の購入費を負担し、設備を所有すること。所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。
- ④電気自動車を導入する住宅において、申請者が「富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱」に基づき電気自動車の補助を受けていないこと。
- ⑤申請者が居住する住宅について、実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に給電できること。
※接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
- ⑥申請者が居住する住宅について、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする時は、実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。
※V2H充放電設備・・・電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備。
※この場合のV2H充放電設備は、新設・既設を問わない。
- ⑦補助対象設備の購入前であること。
- ⑧自動車検査証に新規に登録された日から90日以内、または令和5年2月28日(火)のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- ⑨過去に同一の設備の設置に対し、市の補助金の交付を受けていないこと。

(2) 補助対象設備の要件

- ①電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法第60条第1項の規定による同法第2条第2項に規定する自動車をいう。)で、自動車検査証に自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもの。
- ②申請者が補助金の交付を受けるにあたり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録者を除く。)であること。
- ③自動車検査証の使用の本拠の位置が、富津市内の住所であること。
- ④自動車検査証の登録年月日または交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。
- ⑤国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。

(3) 補助対象経費

電気自動車本体の購入費

(4) 補助金額 ※1,000円未満を切り捨てた額となります。

住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設・・・上限15万円
住宅用太陽光発電設備を併設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・上限10万円

(5) 申請手続きについて

●受付期間等

令和4年5月6日(金)から先着順で行い、土曜日・日曜日・祝日・
年末年始を除く8時30分から17時15分まで受け付けます。

ただし、先着順で受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

- ▶ 受付場所は市役所1階環境保全課です。
- ▶ 購入の14日前までに申請書類一式をご提出ください。
- ▶ 補助対象者、補助対象設備の要件及び交付申請・実績報告のチェック欄『□』に『✓』
を入れて、必要事項を確認してください。
- ▶ 書類に不足なく、内容に不備がない時点で受付となります。
- ▶ 受付の予約はできません。

●交付申請に必要な書類

- ①富津市住宅用脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ②補助対象設備の概要(第1号様式別紙)
 - ・補助対象経費は消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。
- ③補助対象経費の内訳が記載された注文書等の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの。(様式は任意)
- ④補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
 - ・電気自動車の製造者・型式等がわかるカタログの写しなど
- ⑤市税等に滞納がない事がわかる書類^{※4}

- ⑥誓約書（転入予定者のみ）
- ⑦その他市長が必要と認める書類

※4【市税等に滞納がない事がわかる書類（納税証明願等）について】

・市内在住の方

市役所 1 階 納税課又は天羽行政センターで、別紙の納税証明願に必要事項を記入のうえ、証明を受けてください。

【納税証明願に証明を受ける際の留意点】

- ・納税証明願の発行には、300 円の手数料がかかります。
- ・納税課の窓口で、本人確認のできる書類（運転免許証等）が必要です。
- ・補助金の申請者以外の方が手続きをする場合には、別途代理人選任届が必要です。
- ・納付後 15 日前後に証明願の手続きをする場合には、納付を確認できる書類（領収書等）が必要となる場合があります。
- ・納税証明願に関するお問合せは、納税課へお願いします。

富津市役所 納税課 ☎0439-80-1246

・市外から転入される方

現在お住まいの市区町村で、発行している完納証明書を添付してください。

完納証明書を発行していない場合は、過去 2 年度分の納税証明書（全税目が記載されているもの）を添付してください。

（6）設置設備の変更・中止

交付決定後に設置機器の変更を行う場合や設置工事を中止する場合には、変更内容の確認できる書類を添付し、変更申請書（第 3 号様式）や申請取下げ書（第 5 号様式）の提出が必要です。

ただし、この変更申請により交付決定額を増額することはできません。

（7）実績報告

自動車検査証に新規に登録された日から起算して 90 日以内、または令和 5 年 2 月 28 日（火）のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

- ①富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（第 6 号様式）
- ②補助対象設備の概要（第 6 号様式別紙）

※消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。

- ③補助対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し

4. 電気自動車

- ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの（様式は任意）
- ④設置状況が確認できる写真
 - 保管場所において、車の全体及びナンバープレートを撮影した写真
 - 給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真
- ⑤自動車検査証の写し
- ⑥実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し
 - ※下記のいずれかの書類を添付してください。
 - 住宅用太陽光設備が既設の場合
 - 売電明細（売電額はゼロでも可）の写し又は電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る。）の写し
 - 住宅用太陽光設備が新設の場合
 - 接続契約のご案内の写し、保証書の写し又は特定契約締結に係る書類の写し
- ⑦住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを確認できる書類
 - V2H充放電設備メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書、の写しのいずれか（製造番号、日付が記載されているもの）
- ⑧保管場所標章番号通知書の写し、または申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し（ローン購入でクレジット契約等により、自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合）
- ⑨住民票の写し（交付申請書提出後に転入・転居された方のみ）
- ⑩その他市長が必要と認める書類

（8）補助金の交付請求

補助金の確定通知書が届いたら、富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第8号様式）に必要事項を記入し、提出してください。

【各設備の手続きについて-5】

5. V2H充放電設備

1. 補助対象者

下記のすべての要件を満たす方

- ①市内に住所を有すること。(実績報告書提出までに、住民登録をする場合を含む)
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③設備の購入費を負担し、設備を所有すること。
- ④補助対象設備を設置する住宅について、第3者が所有している場合は、すべての所有者から補助事業の実施について同意を得ること。
- ⑤補助対象設備を設置する住宅について、実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車を導入されていること。
※接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
※電気自動車は、新規導入、導入済みを問わない。
- ⑥補助対象設備の工事着工前であること。
- ⑦過去に同一の設備の設置に対し、自らまたは自らと同一世帯を構成する人が、市の補助金の交付を受けていないこと。

(2) 補助対象設備の要件

- ①電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより、補助対象とされているもの。

(3) 補助対象経費

V2H充放電設備本体の購入費

(4) 補助金額 ※1,000円未満を切り捨てた額となります。

補助対象経費 × 1 / 10
(上限 25万円)

(5) 申請手続きについて

● 受付期間等

令和4年5月6日（金）から先着順で行い、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分まで受け付けます。

ただし、先着順で受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

- ▶ 受付場所は市役所1階環境保全課です。
- ▶ 着工の14日前までに申請書類一式をご提出ください。
- ▶ 補助対象者、補助対象設備の要件及び交付申請・実績報告のチェック欄『□』に『✓』を入れて、必要事項を確認してください。
- ▶ 書類に不足なく、内容に不備がない時点で受付となります。
- ▶ 受付の予約はできません。

● 交付申請に必要な書類

- ①富津市住宅用脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ②補助対象設備の概要（第1号様式別紙）
 - ・補助対象経費は消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。
- ③補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
 - ・補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの。（様式は任意）
- ④補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
 - ・設置する機器の製造者・型式・最大出力・発電出力・蓄電能力等がわかるカタログの写しなど
- ⑤補助対象設備の設置予定図面
 - 補助対象設備を住宅のどこに、どのように設置するか記載された図面
- ⑥設置工事着工前の現況写真
 - ・住宅全体及び補助対象設備の設置予定場所を写したもの
- ⑦市税等に滞納がない事がわかる書類^{※5}
- ⑧補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる書類
 - 住宅地図など
- ⑨誓約書（転入予定者のみ）
- ⑩その他市長が必要と認める書類

※5【市税等に滞納がない事がわかる書類（納税証明願等）について】

・市内在住の方

市役所1階 納税課又は天羽行政センターで、別紙の納税証明願に必要事項を記

入のうえ、証明を受けてください。

【納税証明願に証明を受ける際の留意点】

- ・ 納税証明願の発行には、300 円の手数料がかかります。
- ・ 納税課の窓口で、本人確認のできる書類（運転免許証等）が必要です。
- ・ 補助金の申請者以外の方が手続きをする場合には、別途代理人選任届が必要です。
- ・ 納付後 15 日前後に証明願の手続きをする場合には、納付を確認できる書類（領収書等）が必要となる場合があります。
- ・ 納税証明願に関するお問合せは、納税課へお願いします。

富津市役所 納税課 ☎0439-80-1246

・ 市外から転入される方

現在お住まいの市区町村で、発行している完納証明書を添付してください。

完納証明書を発行していない場合は、過去 2 年度分の納税証明書（全税目が記載されているもの）を添付してください。

（6）設置設備の変更・中止

交付決定後に設置機器の変更を行う場合や設置工事を中止する場合には、変更内容の確認できる書類を添付し、変更申請書（第 3 号様式）や申請取下げ書（第 5 号様式）の提出が必要です。

ただし、この変更申請により交付決定額を増額することはできません。

（7）実績報告

設置工事を完了した日、もしくは建売住宅の引渡しを受けた日から起算して 90 日以内、または令和 5 年 2 月 28 日（火）のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。

- ① 富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（第 6 号様式）
- ② 補助対象設備の概要（第 6 号様式別紙）

※消費税や国、その他の団体などからの補助金を控除した金額を記入してください。

- ③ 補助対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し
 - ・ 補助対象設備の概要に記載した補助対象経費が確認でき、設備の設置に係る経費の内訳が記載されているもの（様式は任意）
- ④ 設置状況が確認できる写真
 - システムを設置した箇所がわかる住宅の全景写真

➤設備全体の写真と型番及び製造番号が確認できる写真

- ⑤未使用品であることが確認できる書類
 - 下記のいずれかの書類を添付してください
 - 保証書の写し（製造番号が記載されているもの）
 - 出荷証明書または出荷検査成績表の写し（製造番号が記載されているもの）
- ⑥住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証明する書類
 - ※下記のいずれかの書類を添付してください。
 - 住宅用太陽光設備が既設の場合
 - 売電明細（売電額はゼロでも可）の写し又は電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る。）の写し
 - 住宅用太陽光設備が新設の場合
 - 接続契約のご案内の写し、保証書の写し又は特定契約締結に係る書類の写し
- ⑦電気自動車を導入されていることを確認できる書類
 - 自動車検査証の写し
- ⑨住民票の写し（交付申請書提出後に転入・転居された方のみ）
- ⑩その他市長が必要と認める書類

（8）補助金の交付請求

補助金の確定通知書が届いたら、富津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第8号様式）に必要事項を記入し、提出してください。